令和８年度　三田労働基準監督署のプロフィール

（港区観光フォトコンテスト入賞作品）

【令和８年度の重点実施事項】

三田労働基準監督署においては、関係機関と連携を図りながら、次の課題を重点に、行政運営を推進していきます。

１　長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
２　中小企業の事業場に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策
３　建設業及び第三次産業における労働災害防止の徹底
４　迅速・公正な労災補償の実施

【管内概況】 三田労働基準監督署管轄区域 ＝ 港区

〇港区の面積・人口　　面積：20.36 ㎢　人口：269,877 人（令和８年１月１日現在）
労働人口：約 110 万人、事業場数：41,049 事業場（令和３年経済センサス）

〇特徴

港区は、千代田区・中央区と並ぶ日本有数のビジネス中心地であり、多くの大企業の本社が集まっています。また、これらの企業と取引のある中小企業等も数多く立地しており、地域全体で非常に活発な経済活動が展開されています。

・オフィス街（虎ノ門・新橋・芝・浜松町等）
・小売・接客娯楽業エリア（青山・赤坂・六本木・台場・新橋）
・物流拠点・港湾施設（港南・芝浦・日の出・竹芝）
・ウォーターフロント（汐留・芝浦・台場等）
・住宅街（麻布・白金台）
・自然環境（東宮御所・迎賓館・芝公園・自然教育園）
・駐日大使館や外資系企業が数多く立地　⇒外国人居住者が人口の約 8.9%（23,972 人）

【監督署の組織と主な業務】

【方面】
・長時間労働等が疑われる事業場に対する監督指導
・重大・悪質な事案に対する司法事件捜査
・賃金、解雇等の労働条件に関する申告・相談
・就業規則、36 協定等の各種届出の受理

【総合労働相談コーナー】
・労働条件、労使トラブル等の相談

【安全衛生課】
・災害が多発する事業場や建設現場に対する指導
・リスクの高い機械や物質を扱っている事業場に対する指導
・工事計画等の届出受理、クレーン等の検査
・労働者死傷病報告等の届出受理

【労災課】
・労災保険に関する請求の受付・調査
・労働保険関係成立の届出、労働保険料の申告・納付

【業務課】
庁内における庶務関係業務

令和８年度　重点対策の具体的内容

１　安心して働ける労働環境の整備のために

近年、長時間労働及びそれによる健康障害（脳・心蔵疾患や精神障害）の増加が懸念されています。また、最低基準の労働条件が確保されていないものも認められることから、以下の取組を行います。

（1）　長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

①　各種情報から時間外・休日労働時間数が月 80 時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導の実施

②　違法な長時間労働を複数の事業場で行う企業に対する局長等による指導・公表制度の取組

③　脳・心臓疾患の発生を未然に防止するための監督指導の実施

④　時間外・休日労働に関する協定届の未届事業場に対する積極的な取組及び同協定の適正化に係る窓口指導の徹底

（2）　中小企業の事業場に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策

①　労働時間法制度の周知と理解促進に向けた説明会の開催

②　労基法等の周知及び個別訪問によるきめ細やかな支援

③　高度プロフェッショナル制度、裁量労働制度の適正化に向けた監督指導の実施

（3）　管内の事業場で働く労働者の法定労働条件の確保

①　労働基準法・最低賃金法・労働安全衛生法等の遵守に向けた取組

②　最低賃金の周知及び履行確保並びに各種支援策の利用勧奨

（4）　懇切丁寧な対応と法違反が疑われる事業場に対する迅速・適正な申告処理

①　来署者及び電話等の問い合わせに対する懇切丁寧な対応

②　総合労働相談コーナーにおける労使間トラブル等に対する様々な相談への対応とトラブル解決に向けたあっせん等の受付・助言指導

③　各種情報及び相談を基に労働基準関係法令違反のおそれのある事業場に対する監督指導等の実施

④　賃金不払・解雇等の労働基準法違反及び最低賃金法違反などが疑われる申告事案について、迅速な対応により事実確認を行い、法違反が認められた事業場に対する監督指導の実施

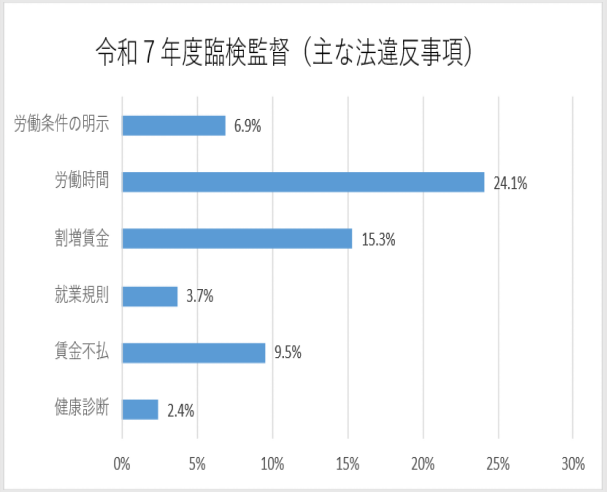

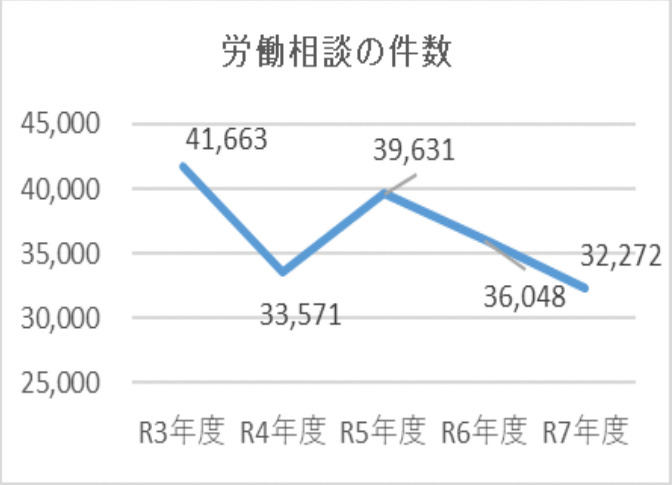

東京労働局 HP
「最低賃金に関すること」はコチラ

2　安全･健康に働ける職場の確保のために

管内の労働災害は近年増加傾向にあります。令和7年は、休業4日以上（死亡災害含む。）の死傷者数が 576 人、うち死亡者数は5人でした。また、産業別では、第三次産業が全産業の約8割、建設業が約1割を占めています。このような状況を踏まえ、以下の取組を行います。

(1)　第 14 次労働災害防止計画の推進

2022 年と比較して 2027 年までに死傷災害を５%減少させ、年間の死亡災害を１人以下にすることを目標としています。

① 建設現場における労働安全衛生に関する指導

② 第三次産業を中心に転倒等の作業行動に起因する労働災害防止対策及び再発防止に関する指導
特に、高年齢者による転倒災害を発生させた事業場に対して、再発防止の取組への指導

(2)　健康障害防止等職場における健康確保対策の普及啓発と指導

① 過重労働による脳・心臓疾患の発症を防止するため、医師による面接指導など健康管理対策の指導

② メンタルヘルス対策及びストレスチェック制度の適切な実施の徹底を指導

③ 石綿障害予防規則の周知徹底並びに建築物の解体・改修工事等における石綿ばく露防止措置の徹底及び指導

④ 化学物質の自律的な管理に係る関係法令の周知徹底並びにリスクアセスメントの実施等による化学物質による健康障害防止対策の指導

⑤ 早い時期からの熱中症予防対策についての周知

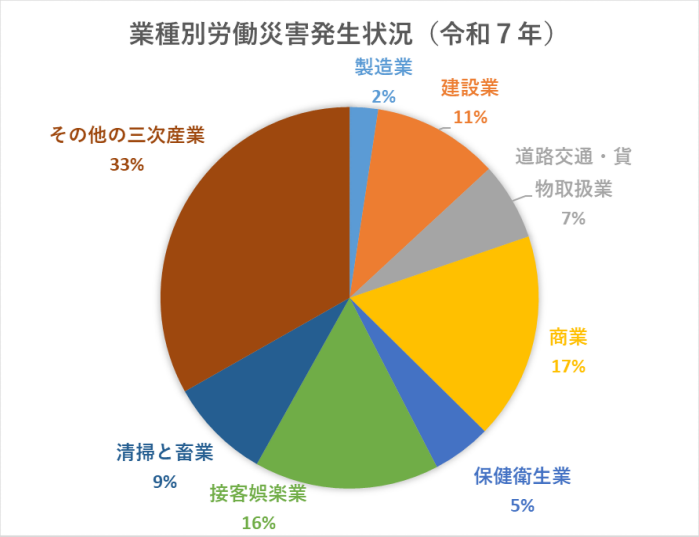

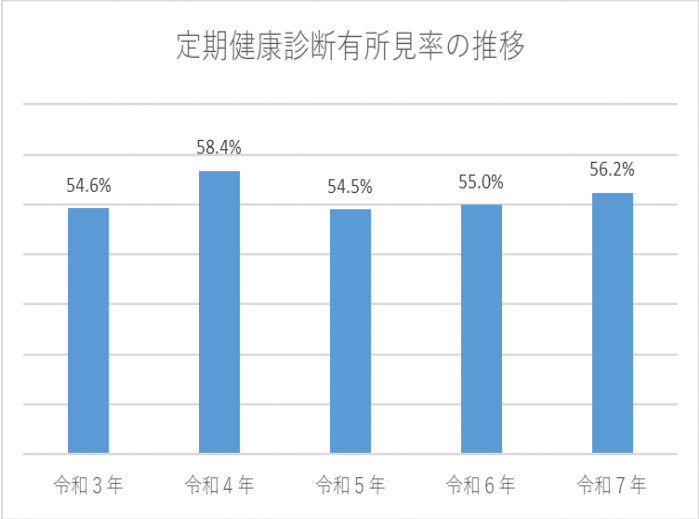

3　労災被災者とその家族が安心して生活するために

当署では、年間約5万件を超える労災保険請求に対して給付処理を行っています。また、近年、脳・心臓疾患や精神障害の請求事案が増加している傾向があります。被災された方々が安心して治療に専念し早期に職場復帰ができるよう、また、事業主間の公平が図られるよう、以下の取組を重点に進めていきます。

① 迅速かつ公正な保険給付を行うための事務処理の徹底
② 過労死等事案などの的確な労災認定
③ 労働保険の未手続事業一掃対策及び労働保険料等の適正徴収
④ 電子申請のさらなる利用促進

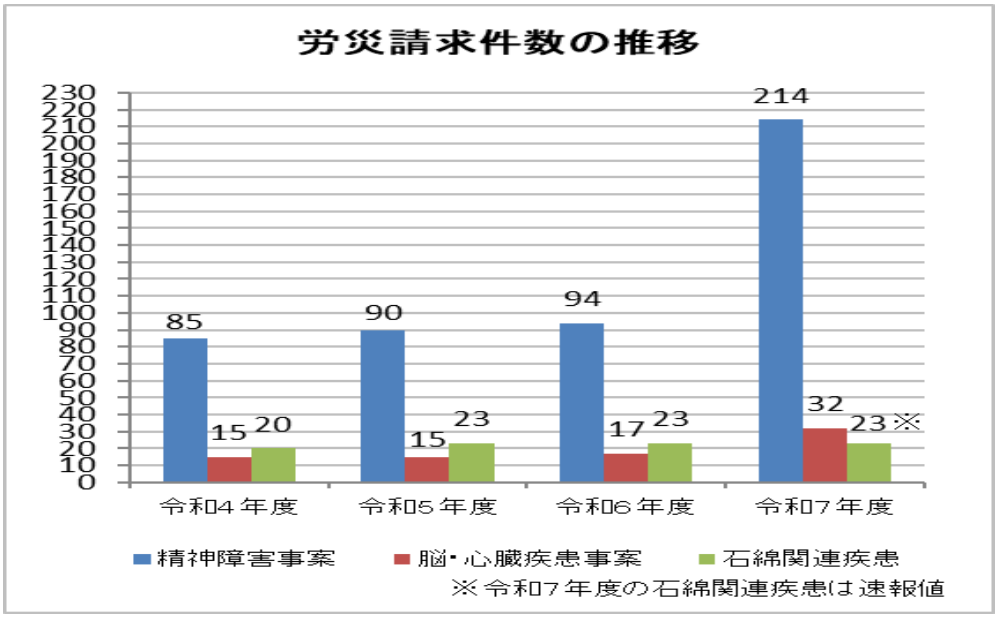

労働基準監督署への申請・届出はオンライン（電子申請）をご活用ください！

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来庁せずに手続きすることができます。
・時間や場所にとらわれずに手続きが可能
・パソコン上だけで手続きが完了
・電子署名・電子証明書の添付は不要（一部の手続きを除く）

三田労働基準監督署

〒108－0014
東京都港区芝５－３５－２安全衛生総合会館１・３階
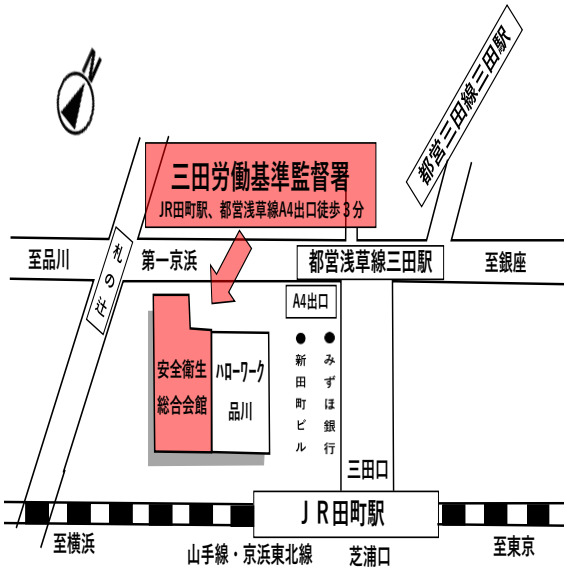
電話
方面（労働時間・賃金等）　03-3452-5473（３階）
安全衛生課　03-3452-5474（１階）
労災課　03-3452-5472（３階）
総合労働相談コーナー　03-6858-0769（３階）